

Japan tax alert

EY税理士法人

インドネシア、主要な税制改正の計画を発表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2019年9月3日、インドネシアの財務大臣は、多数の税制改正(以下、「新税法」)に関する法律を導入する政府の計画を発表しました。新税法は、所得税法、付加価値税法(VAT)、および国税一般通則法に影響します。立法プロセスはきわめて初期の段階であり、今回の提案の多くの重要な側面は、法案が一般に公開されるまで明らかになりません。

提案された改正の注目すべき主な点は、次のとおりです。

- ▶ 法人所得税(以下、「CIT」)率は、2021年と2022年の課税年度で25%から22%に段階的に引き下げられ、2023年以降の課税年度ではさらに20%に引き下げられます。新しく上場したインドネシア企業は、さらに3パーセントの引き下げを享受できます(CIT税率は2021年と2022年の税率が19%、2023年以降5年間の課税年度は17%)。5年後、税率は20%になります。
- ▶ インドネシアの居住者である企業および個人が、国内および外国企業から受領した配当金については、当該配当金がインドネシアに再投資される場合、課税免除となります。現在、インドネシアの企業は、外国源泉の配当金すべて、および当該企業の株式保有率が25%未満の株式にかかる国内配当金に対して、25%の法人税を支払うことになっています。
- ▶ 自主的なコンプライアンスを促進するために、税制上のペナルティが軽減されます。VATインボイスの発行を怠った場合、または遅延した場合のペナルティは、VAT取引額の2%から1%に軽減されます。(納税申告書の修正と更正通知による)税金の過少支払いに対する利子は、1カ月あたり2%から、基準金利¹ + 5%を月割りした率に減額されます。一方、VAT登録を怠った者に対して、VAT取引額の1%の新しいペナルティが導入されます。

- ▶ VATの仕入れ税額控除を申告できる条件は、生産前期間やその他の特定の状況を含めることが可能になるように拡張されます。
- ▶ インドネシアのさまざまな税優遇措置の法的小および規制の枠組みは、法律の一部として統合されます。
- ▶ 国際的なデジタル企業は、VATの登録をし、10%の税率で徴収、申告をする必要があります。国際的なデジタル企業はVATの義務遂行のためインドネシア内に代表者を任命することができます。新税法は国際的な販売者、国際的なサービス提供者、及び国際的なプラットフォーム企業を対象としているように見えますが、現在のところ詳細についてはほとんど判明していません。
- ▶ 新しい国内の恒久的施設(以下、「PE」)の定義(物理的な拠点なし)が導入され、「重要な経済的実体」の概念を適用するかもしれません。インドネシアに物理的な存在がない場合でもインドネシア政府がその利益に対して課税することを可能にする今回の変更を反映するようにインドネシアの所得税法のPEの定義が改正されるとみられます。この発表は、租税条約上のPEの定義について予想される影響についてふれていませんでしたが、国税総局長はその後、租税条約の条項は引き続き適用されると述べているとのことでした。

巻末注

1. ベンチマーク率は、財務大臣によって定期的に決定されます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

野本 誠	パートナー	makoto.nomoto@jp.ey.com
太田 光範	アソシエートディレクター	mitsunori.ota@jp.ey.com
斎藤 隆一	シニアマネージャー	ryuichi.saito@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190919

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp